

(続紙 1)

京都大学	博士 (法学)	氏名	松谷朗
論文題目	三新法制定の歴史的制度論の観点からの考察に基づく単一国家における地方自治制度創設過程の検討		
(論文内容の要旨)			
<p>地方自治制度創設は近代国家形成過程に遡るが、制度化のタイミングと地方分権の程度には様々なバリエーションがある。先行研究では、単一国家における地方自治制度創設の因果メカニズムを一般化することには焦点が当たっていない。そのため、本研究は、憲法制定の先後関係のいかなるタイミングで、いかなる程度の地方分権を伴って地方自治制度が制度化されたのか、その因果メカニズムの解明を試みた。</p> <p>連邦制創設の先行研究を踏まえ、本研究は、合理的選択制度論に歴史的制度論を統合したHall 2010の枠組みを用いた。この枠組みでは、制度改革の効果は不確実故にアクターは変革をためらうが、なお制度改革が行われるのは、アクターが自らの政治目的実現のため制度改革が重要で有効に機能するだろうという道具的確信=instrumental beliefがある場合と理解する。この枠組みに、政治的危機が発生した時に改革実現の「機会の窓」が開かれることを統合し、道具的確信を有する政権担当者の状況と、対立の発生・解消を独立変数とし、地方自治制度創設のタイミングと地方分権の程度を従属変数とする一般理論の仮説を以下の通り構築した。</p> <ul style="list-style-type: none">● 政権担当者が地方自治制度の有効性に関する道具的確信を有する者で独占される場合には、国家的な枠組みづくり (憲法制定) の中で、地方分権の程度の大きい地方自治制度が導入される。● 政権担当者内において道具的確信を有する者と有しない者が併存・対立する場合には、政治的危機を通じて、国家的な枠組みづくり (憲法制定) に先行して、地方分権の程度の大きい地方自治制度が採用される。他方、政治的危機が発生しなければ、時の経過を経て、政権担当者内において道具的確信を有する者が皆無の場合に推移する。● 政権担当者内において道具的確信を有する者が皆無の場合には、国家的な枠組みづくり (憲法制定) の中で、地方分権の程度の小さい地方自治制度が採用される。 <p>これら仮説の検証を行うために、日本の三新法制定 (1878年) についてアクターの要因を重視した過程追跡を行った。さらにこの仮説の妥当性を補強する作業として、他国事例での自治制度制定の過程を検証した。他国事例については、前近代的自治制度が社会的に一掃され、地方自治制度制定と憲法制定の先後関係を比較できるギリシャ、フランス、プロイセン、スペイン、ピエモンテを選定した。</p>			

日本の事例は仮説上の、道具的確信を有する者と有しない者が並存・対立し、政治的危機が発生した場合に該当する。政権担当者である木戸と大久保は、地方自治制度の有効性に関する道具的確信の基となる藩経営の経験を持ち、各地域の全国的な発展と立憲民主主義の漸進的導入という選好を共有した。他方、岩倉や伊藤等には道具的確信を基礎づける過去の経験がなく、先進的な工業の振興と保守的な政府運営という選好を共有した。前者においては、地方自治制度の創設に向けて具体的な検討が着手され、憲法制定も視野に入れていることから同制度の先行的導入により問題は生ぜず、同制度のメリットを評価して国家の監督を制限する必要性が認識されていた。他方、後者は、同制度の制度化に慎重で、立憲民主制の漸進に消極的故に同制度の先行的制度化には問題が生じ、同制度のデメリットを評価して国家の監督の必要性を認識していた。そして、伊勢暴動と西南戦争により既存制度変革の「機会の窓」が開かれ、これを制度創設推進派が活用できた故に、地方分権の程度の大きい地方自治制度が憲法制定に先行して制度化されたことを説明でき、仮説上の結果とも一致する。

検証した諸外国の4つの事例で仮説上の結果と一致し、1つの事例では予測結果と異なるものの仮説の基本的考え方とは一致したことから、仮説の妥当性が確認されたと言える。諸外国での政権担当者が抱える課題や選好は様々であったが、地方自治制度の導入により解決が図られたか否かは、政権担当者の経験に基づく地方自治制度の有効性に関する道具的確信の有無によって左右された。

日本の事例の検証については、三新法に関する先行研究のみならず、政権担当者の選好や利益を把握するために政権担当者に関する個別の歴史学的研究を参照した。また、地方自治制度の道具的確信について確認するために、木戸孝允文書や大久保利通文書など一次資料についても網羅的な調査を行った。他方で、諸外国の事例については、各国の制度や歴史的経緯について偏りのない理解のため、単一の著書によることなく複数の二次資料を比較検討した。また、法制度の内容について、官報等の一次資料を閲覧可能なものについては当該資料を確認した。

氏名	松谷朗
----	-----

(論文審査の結果の要旨)

本論文の意義・新規性は以下のとおりである。近代国家形成過程に遡った自治制度創設のあり方に関する考察は連邦制研究が先行しており、単一国家に関して一般理論化を志向する研究の蓄積は乏しい。それに対し、制度化のタイミングと分権度合いに単一国家間に様々なバリエーションがあることをパズルとして示し、これらを規定する因果メカニズムについて説明するところに、新規性がある。特に独創的と認められるのは、自治制度創設と憲法制定の前後関係に焦点をあて、それを説明する仮説を提示しているところである。仮説の構築にあたっては歴史制度論のアプローチに基づき、アクターレベルの要因を分析の中心にすることで、社会経済的状況が大きく異なる事例の横断的な説明を可能とした。明治期の日本と5つの諸外国の検証を通じて、限定的ではあるが一般化可能なモデルを実証したことは比較政治・自治制度研究に対する貢献と認められる。

また、本論文は日本の自治研究に対する貢献も大きい。日本の地方自治制度の分野では歴史学的研究と理論研究との対話が十分なされていない。それに対して近年の歴史学的研究の成果と一次資料を活用し、政治学的枠組みに基づいて、日本の地方自治制度創設に関する新たな説明を生み出した。具体的には、以下の新たな視点を提示している。まず自治制度創設過程では、政府と政府外勢力との間や、藩閥間、省庁間などではなく、政権担当者間がその対立関係の中心になることを示し、さらに、その対立が道具的確信の有無に起因することを明らかにした。そして、このような政権担当者間の対立が、政治的危機を活用した推進派が消極派を押し切ることで解消されたことを確認した。このような対立解消のあり方を明らかにすることにより、地方分権の程度の大きい地方自治制度が、他の国家的な枠組みを定める憲法の制定よりも先行して制度化されたことを示した。最後に、三新法により創設された自治制度の分権の程度に関して、従来通説では低いと評価されていたのに対して、比較政治学の指標に基づいて各国の自治制度を比較することにより、地方分権の程度は比較的高いことを明らかにした。

しかし、本論文には残された課題もある。本研究の仮説が他事例でも検証でき、再現可能性を高めるようにするには、政権担当者の選定範囲、道具的確信の有無の判定方法、政治的危機の定義や操作化などのさらなる精緻化が望まれる。また、分権度合いを測定する指標を増やし、分権度合いの比較を多面的に検証することも望まれる。最後に、合理的選択論の主概念(利益・選好など)と歴史的制度論の主概念(道具的確信やアイディア)を整理し、これらアプローチの対話・差異を一段と考察することも求められる。とはいえ、これらの課題は、本論文が新規性の高い研究課題に挑んだ結果として生じたものであり、本論文の学術的意義をいささかも損なうものではない。

以上の理由により、本論文は博士(法学)の学位を授与するに相応しいものと認められる。また、令和5年1月23日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。